

2 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス

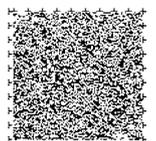
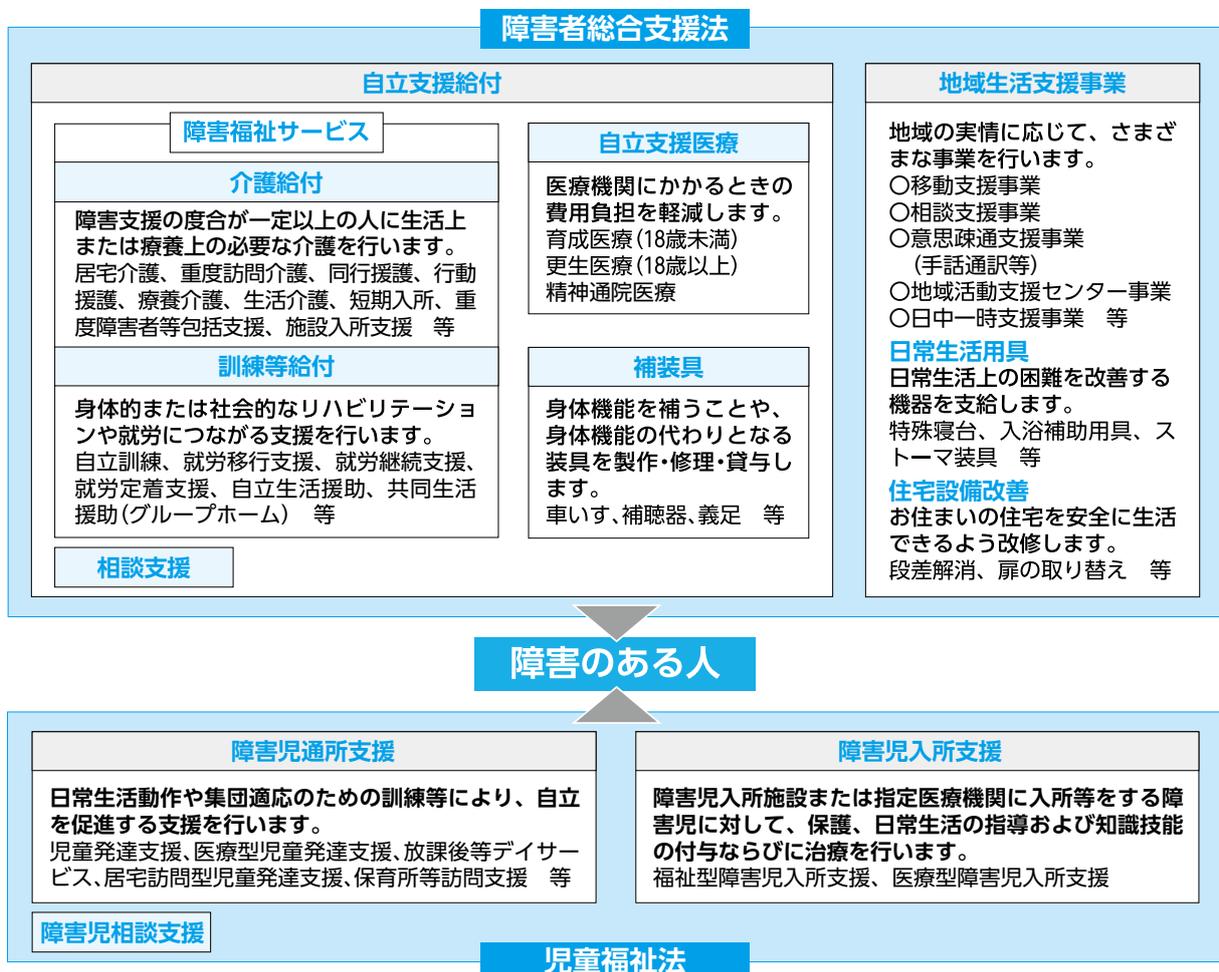
(1) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス **身知精難**

障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」、「相談支援」に分類され、地域生活支援事業には、「移動支援」、「意思疎通支援」、「日中一時支援」、「日常生活用具の給付」などがあります。

また、児童福祉法に基づくサービスは、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」があります。



(2) 福祉サービスの体系

●障害者総合支援法に基づくサービス

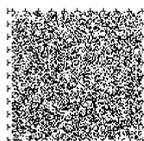
障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援事業で構成されます。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の生活に係る援助、通院の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者またはその他の障害者であって、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、掃除等の生活に係る援助、通院の介護等を総合的に行います。また、コミュニケーションの支援や外出時の移動介護、入院時の支援を行います。 (障害支援区分4以上で、所定の項目に該当する人が対象)
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を要する人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む。）等、必要な支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上の困難さがあり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護および外出時における介護等を行います。
療養介護	長期入院による医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院と併せて機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の場を提供します。 (原則として、障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上の人が対象)
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある人ならびに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、複数のサービスを包括的に行います。 (障害支援区分6で所定の項目に該当する人が対象)
施設入所支援	施設入所をする人に、おもに夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活に関する相談および助言その他の日常生活の支援を行います。 (障害支援区分4（50歳以上の人にあっては区分3）以上の人が対象)

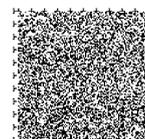
介護給付

2

障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス



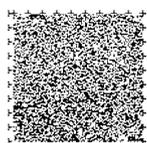
サービス名	サービス内容
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人に、一定期間、居住の場を提供し、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障害者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約の締結等により就労の機会や生産活動の機会を提供し、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	雇用契約に基づく就労が困難である人に就労の機会や生産活動の機会を提供し、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般企業に雇用された人に対し、就労の継続を図るため、企業や関係医療機関との連絡調整、相談や指導・助言等の支援を行います。
自立生活援助	自宅で自立生活を営む人に、定期的な巡回や訪問、必要な情報提供や助言、相談や関係機関との連絡調整等を行い、日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
主な地域生活支援事業 移動支援	社会生活上必要な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動の介護または付き添い等の支援を行います（原則として、1日の範囲内で用務を終えるもの）。
意思疎通支援	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者等を派遣する事業等を行います。
相談支援	障害者（児）やその保護者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行います。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会を提供し、相談支援や障害福祉に対する理解促進のための情報提供などを行います。



サービス名		サービス内容
主な地域生活支援事業	日中一時支援	障害者等を日常的に介護している家族の就労支援および家族の一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を施設等に確保し、見守りや余暇活動、その他の日常的な支援を行います。
	計画相談支援	障害者（児）やその保護者からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、介護給付、訓練等給付等の利用にあたり、サービス等利用計画案の作成やモニタリング、サービス等の利用調整を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	入所施設や精神科病院等に入院している人に、地域生活に移行するために必要な住居の確保等の相談、支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他必要な支援を行います。

●児童福祉法に基づくサービス

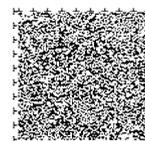
サービス名		サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援と併せて、治療や医療的ケアなど必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害状態で外出することが著しく困難である障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児やその保護者からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また障害児の通所支援等の利用にあたり、障害児支援利用計画案の作成やモニタリング、サービス等の利用調整を行います。	



サービス名		サービス内容
障害児入所支援※	福祉型障害児入所支援	障害児が入所し、保護、日常生活の指導および生活に必要な知識や技能を習得する施設です。
	医療型障害児入所支援	医療と常時の介護が必要な障害児が入所し、医療機関への入院と併せて、保護、日常生活の指導および生活に必要な知識や技能を習得する施設です。

●^{といあわ}問合せ 相談・申請 各総合支所 区民課 保健福祉係

※障害児入所支援の相談・申請 児童相談所

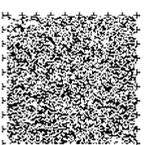
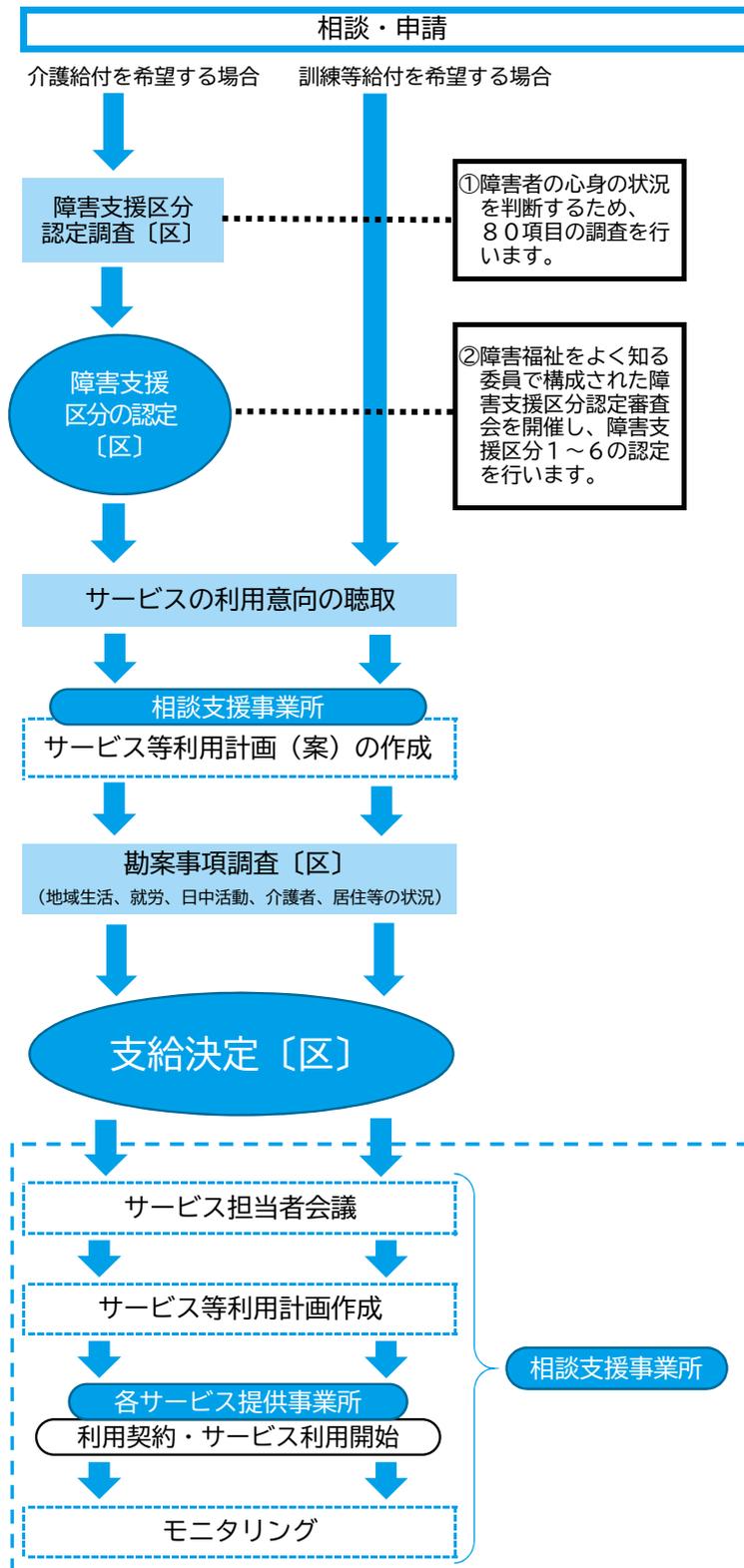


(3) 利用の手続き

障害福祉サービスの利用を希望する場合は、各総合支所区民課保健福祉係で申請手続きを行います（障害児入所支援を除く。）。

利用にあたっては、障害者（児）の心身の状況や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえて、相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画」に基づき、支給決定を行います。

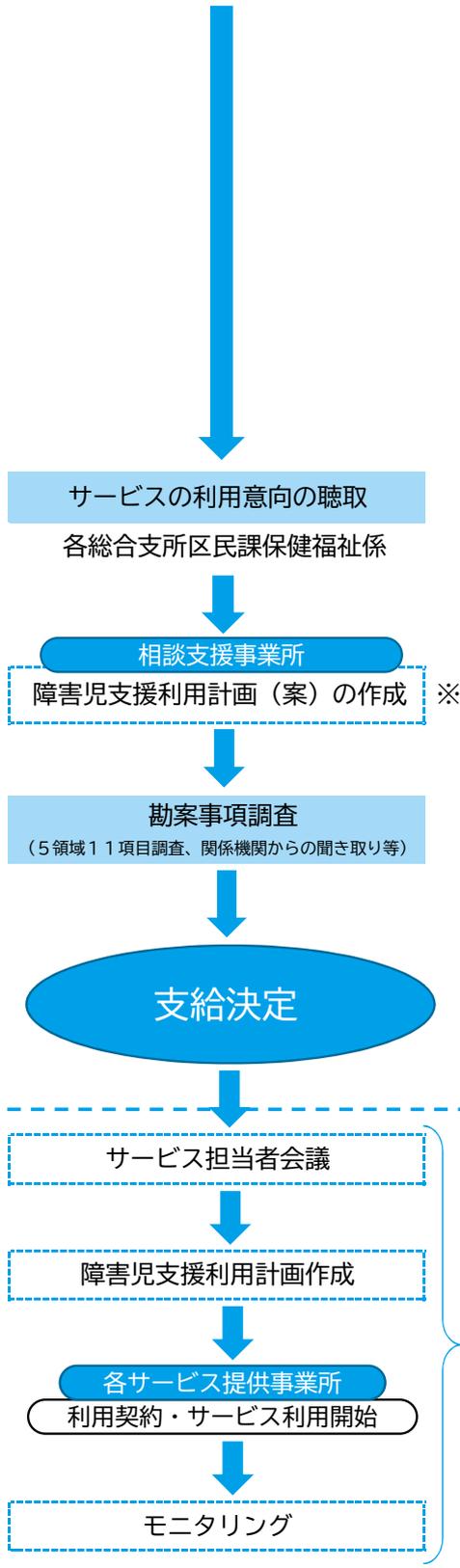
<障害者の場合>



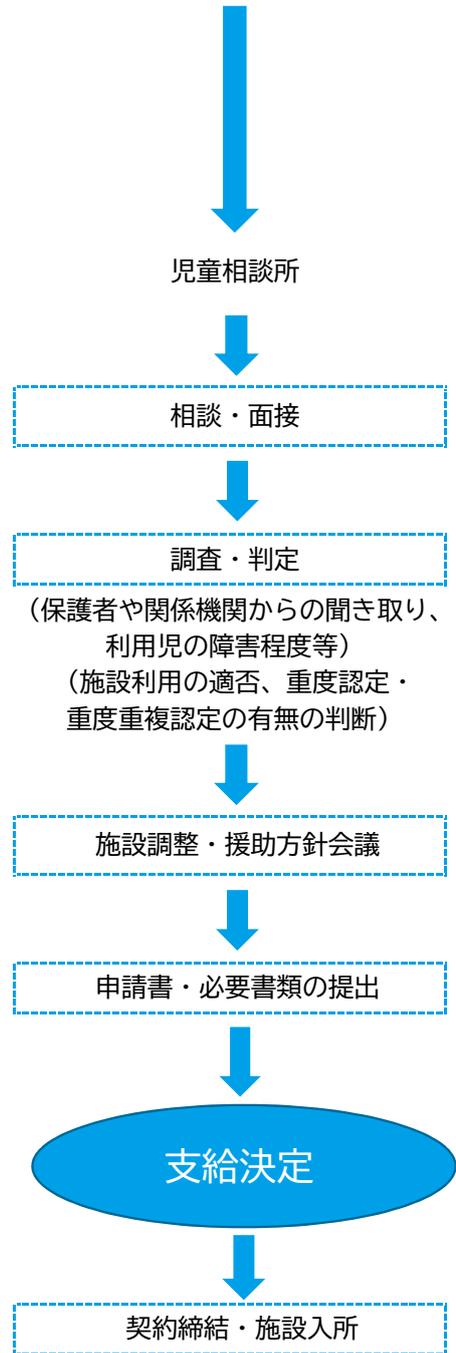
<障害児の場合>

相談・申請

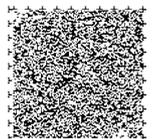
障害児通所支援、介護給付等を希望する場合



障害児入所支援を希望する場合



※障害児通所支援と介護給付等の両方を利用する場合には、
障害児支援利用計画（案）のみを作成します。



りようしゃふたん し く
(4) 利用者負担の仕組み

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みで、所得に応じた負担（サービス費の1割に相当する額）となっています。

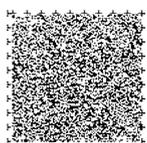
●介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費および障害児入所給付費に係る所得区分および負担上限月額

利用者は、所得に応じて次の負担上限月額まで費用を負担します。利用したサービスにかかった費用の1割相当のほう負担上限額よりも低い場合は、低いほう負担額になります。

区 分	世帯の収入状況			負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯			0円	
低所得	区市町村民税非課税世帯			0円	
一般1	障 害 者	負担上限月額	障 害 児		
	区市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円	区市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
				入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外			37,200円	

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く。)	障害者本人とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む。)	保護者の属する住民基本台帳での世帯



●就学前の障害児通所支援に係る多子軽減措置について

就学前の児童が、障害児通所支援を利用する場合に、所得や児童の人数により、第2子以降の児童の利用者負担額を軽減します。

対象者

①就学前の障害児通所支援利用児童のうち、兄または姉が以下の施設に通う第2子以降の乳幼児

- ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 障害児通所支援事業所
- ・ 家庭的保育事業 ・ 特別支援学校幼稚部 等

②年収約360万円以下（区市町村民税の所得割額77,101円未満）の世帯である場合は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄弟（年齢問わず。）の中で第2子以降の乳幼児

●幼児教育無償化

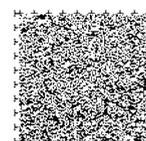
満3歳になって初めての4月1日から3年間、次のサービスは、対象者の利用者負担が無料となります。

- ・ 児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 等

※医療費や食事等の実費で負担するものは、無償化の対象外となります。

●療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費および障害児入所医療費に係る所得区分および負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般（一般1・一般2）	40,200円



(5) 利用者負担の軽減

● 国による負担軽減

① 医療型障害児入所個別減免

医療型施設や療養介護を利用する人は、福祉サービスの定率負担額、医療費、食事療養費を合算して上限月額を設定します。

② 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費

同一月内における、同一世帯の障害福祉サービス、介護保険サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具費の利用者負担額の合計が基準額を超える場合は、その超えた部分を償還します。

③ 新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用して一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担を償還します。

④ 食費等実費負担の軽減措置

施設に入所している人で、所得区分が生活保護、低所得の場合は食費や光熱水費等の負担が軽減されます。

● 港区による負担軽減

① 居宅介護費助成

同一月内における、同一世帯の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の利用者負担額の合計が18,600円を超える場合は、その超えた部分を償還します。

② 統合上限額助成

同一月内における、同一世帯の障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費、移動支援、日常生活用具（住宅設備改善を含む。）、障害児通所支援、障害児入所支援の利用者負担額の合計が37,200円を超える場合は、その超えた部分を償還します。

③ 補装具費の支給対象の拡大

国の制度では支給対象とならない、区民税所得割額が46万円以上課税されている人についても、補装具費を支給します。

